

田尻町国土強靱化地域計画

令和2年5月

令和6年3月(一部修正)

田 尻 町

目 次

第1章 国土強靱化地域計画策定の位置付けと進め方

- 1 策定に当たって 1
- 2 国土強靱化地域計画の位置付け 1
- 3 計画期間 1

第2章 田尻町の地域特性

- 1 町域の概要 2

第3章 基本的な考え方

- 1 基本目標 3
- 2 対象とする災害 3
- 3 事前に備えるべき目標 3
- 4 計画推進に当たっての考え方 3
- 5 施策の方針とPDCA サイクル 4

第4章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組みと手順 5
- 2 評価の実施 5

第5章 具体的な取組の推進

- 1 概要 6
- 2 具体的な取組み 6

【別紙】 脆弱性評価結果（令和2年5月）

第1章 国土強靱化地域計画策定の位置付けと進め方

1 策定に当たって・・・

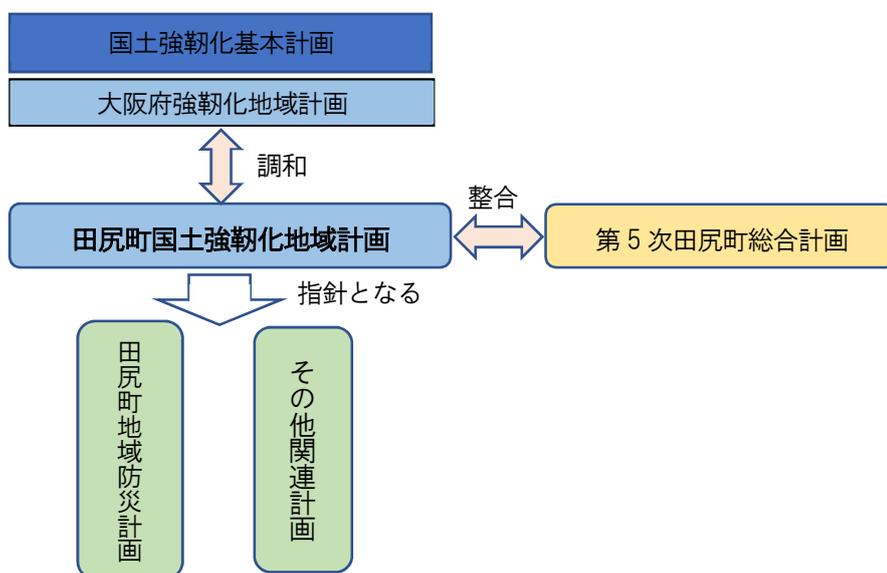
近年、全国各地で大規模自然災害が発生し甚大な被害をもたらしています。

国においては、それに備えた強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・制定し、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。また、大阪府においても平成28年3月に「大阪府強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）が策定されています。

本町においても、基本法の趣旨を踏まえ、過去の大規模災害等の教訓から、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった強靱な地域をつくりあげるための取組みをまとめ、推進していくために、「田尻町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 国土強靱化地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本法第14条に基づき、基本計画や地域計画と調和を保ちつつ、第5次田尻町総合計画との整合を図りながら、田尻町地域防災計画をはじめとする本町の様々な分野の計画の指針となるものです。



3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第2章 田尻町の地域特性

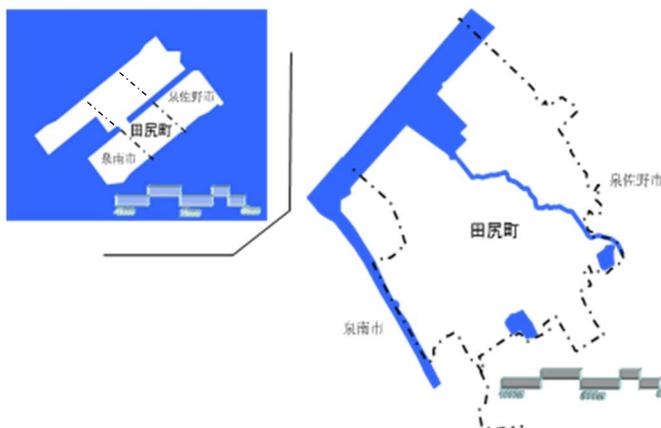
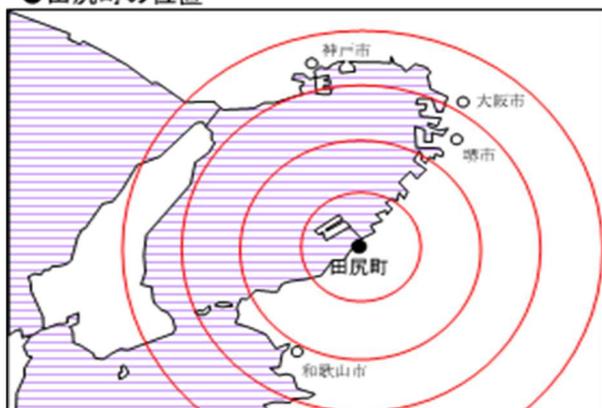
1 町域の概要

本町は、大阪都心部から約40kmの距離にあり、北西部は大阪湾に面し、東部を泉佐野市、南部を泉南市に隣接しており、大阪府の南部に位置しています。その形状はおおむね一辺が1.5kmの四角形で、面積は2.35km²です。このうち臨海部の0.4 km²はりんくうタウンや漁業施設用地として造成されたものです。また、加えて大阪湾の5km沖合に位置する関西国際空港の一部（泉州空港中地区）3.27 km²と併せ町の面積は5.62 km²となっています。

地形は、西北から埋立地・海岸平野・河岸段丘に区分され、そのほとんどが平野部であり、南に檜井川が、中央部には田尻川が流れ、共に大阪湾に注いでいます。

町の気象は、瀬戸内海気候区の東の端に位置し、比較的雨量の少ない部に属し、平均気温は16℃前後、平均風速は3m/s前後、年間降水量は1,000mm前後で、温暖な気候です。

●田尻町の位置



第3章 基本的な考え方

1 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を基本目標とします。

2 対象とする災害

本町では、海岸線を有することから、多大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」や近年、増加傾向にある異常気象や局地豪雨などを踏まえ、大規模自然災害（地震・津波・風水害（台風・豪雨・高潮・土砂災害等））を対象とします。

3 事前に備えるべき目標

基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

4 計画推進に当たっての考え方

先に掲げた基本目標を達成し、本町の安全・安心を確保するため、以下の点に特に配慮しながら取組みを進めます。

（1）住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような、取組みを促進します。

（2）効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の

有効活用の観点も可能な限り取り入れることとします。

(3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進めます。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を行っていきます。

(4) 広域連携の取組み

関西広域連合、大阪府、周辺市町村との広域連携強化を進め、防災・減災面での役割を担います。

(5) 地域特性に応じた施策の推進

関西国際空港を有する自治体としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等の多様な人々に十分配慮して施策を行っていきます。

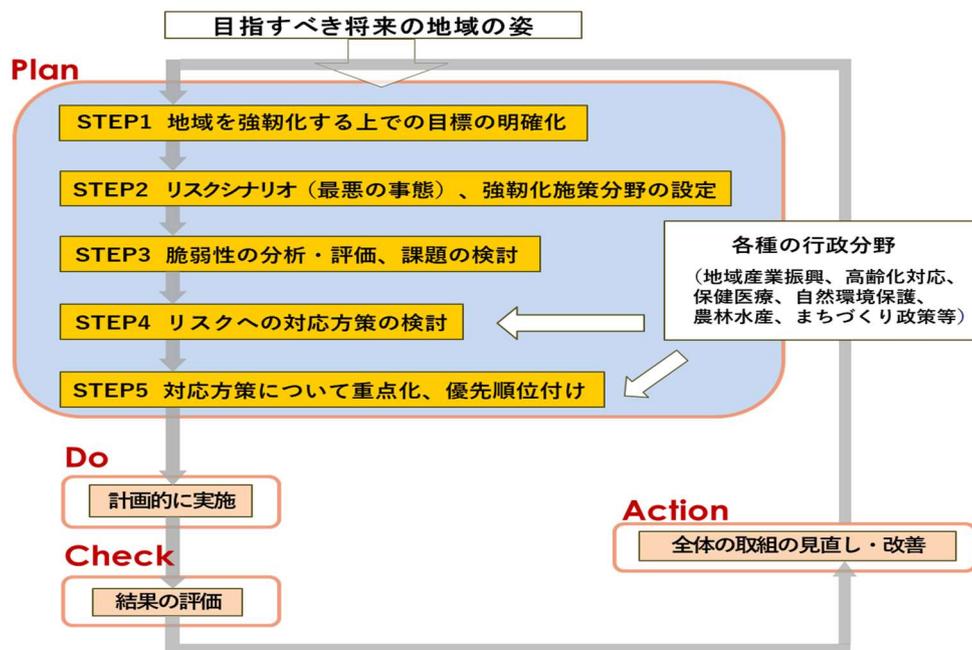
また、被災した住民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備えておきます。

5 施策の方針とPDCA サイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置付ける個別の施策の推進は、基本目標、事前に備えるべき目標及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、定期的にそれらの進捗状況を集約し進捗管理を行っていきます。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとします。



第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組みと手順

本町の地域特性と前章に掲げた基本目標を踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害（地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等））に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施策等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	役場機能の機能不全
		3-2	行政機関（役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食糧等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地等での複合災害の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施

具体的には、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置付けられている施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価しました。

第5章 具体的な取組の推進

1 概要

本町における36項目の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、次のとおり必要な施策126項目を抽出し取組みを推進します。

2 具体的な取組み

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

① 密集市街地等の対策【土木下水道課】

取組	・道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図る。	
	現状	目標
	○町道に狭隘区間あり	○狭隘区間の改良事業の検討・推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 準防火地域等の指定促進【都市みどり課】

取組	・耐震化や不燃化により避難施設や避難路沿道の施設の強化を図るため、市街化区域全域への準防火地域の指定など、災害に強いまちづくりを進めます。	
	現状	目標
	○りんくう地区の準工業地域のみを準防火地域に指定	○市街化区域全域の準防火地域指定等促進
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町都市計画マスタープラン 大阪府強靱化地域計画	

③ 消防水の確保対策【安全安心まちづくり推進局、産業振興課】

取組	・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、府や関係団体等と連携して消防水の確保に向けた取組みを実施する。	
	現状	目標
	—	○耐震性防火水槽の整備促進
	—	○ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組むための防災協定締結推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 防災農地の登録の促進【産業振興課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、減災空間や避難地などを確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、関係団体等と連携して「防災農地^⑤」の登録を実施しており、府及び関係団体等と連携して登録促進に努める。 ⑤防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。 	
	現状	目標
	○防災協力農地登録制度の導入	○関係団体と連携し、防災農地登録の促進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 町有建築物の耐震化【都市みどり課・施設担当課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、町役場業務の継続性を確保する重要な機能を果たす町有建築物の耐震化対策が完了している。 	
	現状	目標
	○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物の割合（100%）	—
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町耐震改修促進計画	

⑥ 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進【都市みどり課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため「田尻町公営住宅等長寿命化計画」における長寿命化への基本的な考え方を踏まえ各対策を実施する。 ・定期的な点検、予防保全的な修繕を行い、居住性、安全性等の維持、向上を図る。 	
	現状	目標
	○公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合（0%） ○公営住宅等の内、今後、大規模修繕を予定している戸数等（1棟56戸）	○町営高砂住宅大規模修繕 ・大規模修繕に係る調査、実施設計等（令和5年度） ・大規模改修工事（令和6年度）
関連計画	田尻町公営住宅等長寿命化計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進【都市みどり課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「田尻町耐震改修促進計画」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画 H28-H37）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化の促進を働きかける。 ・空家等対策については、住民等が、地震発生時における危険性などを理解し、適正な管理が進められるよう、府と連携し啓発を進める。 	
	現状	目標
	○耐震化率 ・住宅（平成27年推計値）（80.7%） ・多数の者が利用する建築物（平成27年）（100%） ○空家等対策 ・田尻町空家等対策審議会の設置（令和元年度）	○耐震化率 ・住宅（95%） ○空家等対策 ・空家等対策に係る住民への啓発
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町耐震改修促進計画 大阪府強靱化地域計画	

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発【安全安心まちづくり推進局、都市みどり課】

取組	・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、府においては府域の液状化の可能性マップを公表していることから、取組みが進められるよう、府及び関係団体等と連携を図りながら普及啓発を進める。	
	現状	目標
	○総合防災マップに記載 ○液状化対策の普及啓発の実施	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知【都市みどり課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため「大阪府防災力強化マンション認定制度」などを周知する。	
	現状	目標
	-	○「大阪府防災力強化マンション認定制度」の周知
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

⑩ 地域における防災・減災力の向上【安全安心まちづくり推進局】

取組	・住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげられるよう、自分の命を守るために必要な事前の備えや災害発生時の想定範囲、避難場所等の情報を周知し、防災意識の高揚に努める。 ・自主防災組織の活動活性化を支援する。	
	現状	目標
	○自主防災組織率（100%）	○自主防災活動の支援を行い、地域防災力の向上と継続・発展支援
	○総合防災マップ作成	○浸水想定等の見直しに合わせて総合防災マップの更新
	○防災訓練の実施回数（1回/年）	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑪ 消防団の機能強化【安全安心まちづくり推進局】

取組	・消防団の機能強化を図るため、防災資機材の充実を進める。消防団活動のPRにより消防団に対する住民理解の促進と自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。	
	現状	目標
	○田尻町消防団（24名） ○田尻町消防団 役場分団（6名） ○田尻町自主防災組織と連携	○消防団員定数確保（38名） ○団員の加入促進、消防団活動への理解促進に向けた取組みの実施 ○自主防災組織と連携した防災訓練の実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実【子育て・地域福祉課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・田尻町避難行動要支援者支援プランに基づき、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備など必要となる対策を地域ぐるみで講じる。	
	現状	目標
	○避難行動要支援者支援プラン作成者（64人）	○避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者支援プランの適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町避難行動要支援者避難行動支援プラン 田尻町地域福祉計画 田尻町障害者計画 大阪府強靱化地域計画	

⑬ 在住外国人への防災情報の提供【安全安心まちづくり推進局、企画人権課】

取組	・災害発生時に、在住外国人等の安全を確保するため、在住外国人等にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人等への配布や町ホームページでの掲載等を実施する。	
	現状	目標
	○避難所等表示標識への英語表記 ○外国人向け防災に関するチラシ配布 ○総合防災マップの多言語版の作成	
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発【生涯教育課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、国・府・消防関係機関との連携により文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修を働きかける。 ・地震発生時に、人的被害を軽減するため、文化財所有者に対して、災害情報の伝達や避難誘導、救命救護、消火などの訓練に取り組むよう働きかける。	
	現状	目標
	○耐震基礎診断 府指定（50%） ○防災指導の実施1回／年 ○防災訓練の実施1回／3年	○所有者における文化財耐震診断、文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修の実施を促進 ○建造物以外の文化財についても防災意識の啓発
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑮ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備【都市みどり課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。	
	現状	目標
	○町職員における被災建築物応急危険度判定士登録者の確保	○継続実施
	○町職員における被災宅地危険度判定士登録者の確保	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑩ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上【安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本町及び泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町の3市3町は、火災、救急、救助などの消防サービスをより向上させるため泉州南消防組合を組織し、消防に関する事務を共同で処理している。 ・本町及び泉州南消防組合は、適正に消防署所を配置し、消防車両や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の充実に努める。 	
	現状	目標
	○町域内の施設 泉州南消防組合泉州南広域消防本部 田尻庁舎 泉佐野消防署 空港出張所	○消防設備の整備
関連計画	田尻町地域防災計画	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 町有建築物の耐震化 ※取組内容等は 1-1⑤に記載

② 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進 ※取組内容等は 1-1⑥に記載

③ 学校、認定こども園等の耐震化【子育て・地域福祉課、教育管理課、都市みどり課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、認定こども園は、耐震化が完了している。 	
	現状	目標
	○耐震化率 ・小中学校・認定こども園（100%）	—
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町耐震改修促進計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 医療施設・社会福祉施設等の耐震化・耐災化【高齢障害支援課、健康課、都市みどり課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、入所者の安全を確保し、避難に配慮を要する者が利用する施設の耐震化が完了している。 ・有料老人ホームなど、初期消火によって延焼を防止し入所者の安全を確保するためスプリンクラーの設置も完了している。 	
	現状	目標
	○避難に配慮を要する者が利用する施設の耐震化完了 ○有料老人ホーム等スプリンクラー設置完了	—
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町耐震改修促進計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進 ※取組内容等は 1-1⑦に記載

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容等は 1-1⑭に記載

⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 ※取組内容等は 1-1⑮に記載

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策【土木下水道課】

取組	・南海トラフ地震発生に伴う液状化対策が必要な防潮堤は、現在該当箇所はないが、今後対策が必要となる場合は、府と連携し防潮堤の液状化対策などに取組む必要がある。	
	現状	目標
	○町域における対策必要箇所 ・該当箇所はなし（事業主体の府検討結果）	○対策必要箇所が判明時は、府と連携し対処
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

② 水門等の点検、整備の推進（土木下水道課）

取組	・堤内地においては、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域が確認されるため、災害発生予想時における開閉操作が円滑に行われるよう、点検操作を実施する。	
	現状	目標
	○水門等の点検操作の実施	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画	

③ 的確な避難指示等の判断・伝達【安全安心まちづくり推進局】

取組	・本町の避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを内閣府「避難指示等に関するガイドライン」改定を踏まえ、最新の知見を反映できるよう適宜見直しを行う。	
	現状	目標
	○避難指示等の判断基準・伝達マニュアルの作成	○避難指示等の判断基準・伝達マニュアルの適宜見直し
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 津波ハザードマップの作成・活用【安全安心まちづくり推進局】

取組	・住民の防災意識の向上と的確な避難行動につながるよう、津波ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。	
	現状	目標
	○津波ハザードマップの作成 ○避難訓練の実施（1回/年）	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進【産業振興課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・津波発生時に、堤外地にある事業所が迅速に避難できるよう、津波避難計画の作成及び避難訓練の実施を働きかける。	
	現状	目標
	○避難等計画の策定（田尻漁業協同組合）	○対象となる事業所において津波避難計画を活用した避難訓練の実施
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

⑥ 船舶の津波対策の促進【産業振興課】

取組	・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、本町は府と連携を図り船舶の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を民間事業者等に対し周知するとともに、府及び関係機関、民間事業者と連携した訓練に参画する。	
	現状	目標
	○避難等計画の策定（田尻漁業協同組合）	○対象となる事業所において津波避難計画を活用した避難訓練の実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【安全安心まちづくり推進局】

取組	・自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、府と連携して、自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。	
	現状	目標
	○自主防災組織リーダー育成研修会、各防災講演会の開催	○自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑧ 津波防御施設の閉鎖体制【土木下水道課】

取組	・津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員等の安全を確保するため、府等との連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。	
	現状	目標
	○府と連携した訓練の実施（2回/年）	○府と連携した訓練の実施継続 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進【土木下水道課】

取組	・浸水被害の軽減に向け下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、吉見ポンプ場の耐災化及び長寿命化など都市浸水対策に取り組むを進める。 ・田尻川については、府に対して、時間雨量 50 ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ、少なくとも 65 ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の着実な実施を促進する。	
	現状	目標
	○都市浸水対策等の実施 ○内水ハザードマップ作成	○雨水管渠の整備の促進
	○管渠及び吉見ポンプ場の計画な長寿命化対策等を実施	○各種計画等に基づき管渠及び吉見ポンプ場の設備等の改築更新等を実施促進
	○吉見ポンプ場（建築）については、耐震化完了	○吉見ポンプ場（土木・設備）の耐震化実施促進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 豪雨時の町道アンダーパス部における注意喚起【土木下水道課】

取組	・町道アンダーパス部は、豪雨等によって冠水することが懸念されるため、冠水深の表示や、冠水警告灯の設置など冠水注意対策を進める。また、施設の経年劣化による老朽化が進んでいることから施設の修繕が必要である。	
	現状	目標
	○町道の冠水注意喚起対策の実施箇所（1箇所）	○冠水警告灯の設置計画の推進 ○自家用発電機・水中ポンプ等の施設修繕
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

1-5 風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策の促進【産業振興課】

取組	・本町域には、ため池が2箇所（内2箇所は要水防ため池）あり、土地改良区がその維持管理に当たっていることから、自然災害から人命、財産を守るため、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ府及び土地改良区などと連携して、必要な耐震対策の実施を促進する。 ・ソフト対策として、府と連携して、住民周知及び活用を働きかける。	
	現状	目標
	○対象ため池耐震診断の実施（2箇所） ○ため池ハザードマップ作成（2箇所）	
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進 ※取組内容等は1-4①に記載

③ 住民との協働による土砂災害への備え【安全安心まちづくり推進局】

取組	・府が指定した「土砂災害警戒区域」を対象に、土砂災害ハザードマップを作成しており、引き続き、迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう取組みを推進する。	
	現状	目標
	○田尻町土砂災害ハザードマップ作成 ○住民が的確な避難行動に結びつくよう情報提供	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 的確な避難勧告等の判断・伝達 ※取組内容等は1-3③に記載

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策の促進 ※取組内容等は1-5①に記載

② 的確な避難勧告等の判断・伝達 ※取組内容等は1-3③に記載

③ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進 ※取組内容等は1-3⑤に記載

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 ※取組内容等は1-3⑦に記載

⑤ 学校における児童生徒等の防災意識の向上【子育て・地域福祉課・一貫教育推進課】

取組	・児童・生徒等が自ら命を守る行動をとることができるよう、自然災害を想定した避難訓練を実施する。	
	現状	目標
	○自然災害を想定した避難訓練実施率 ・小学校・中学校・認定こども園（100%）	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑥ 住民の防災意識の向上【安全安心まちづくり推進局】

取組	・住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講演会、出前講座や防災訓練を実施してきており、引き続き、府や防災関係機関等と連携し実施する。	
	現状	目標
	○講演会、出前講座の実施 ○防災訓練の実施	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 「避難行動要支援者」支援の充実 ※取組内容等は1-1⑫に記載

⑧ 社会福祉施設の避難体制の確保【高齢障害支援課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・社会福祉施設入所者が、河川氾濫等による浸水などから、迅速かつ円滑に避難できるよう災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を当該区域内の施設に働きかける。	
	現状	目標
	○洪水リスク表示図内 ・社会福祉施設（1施設） ○対象施設の事業者等に避難確保計画の作成と訓練実施の促進	
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑨ 在住外国人への防災情報の提供 ※取組内容等は1-1⑬に記載

⑩ 外国人旅行者の安全確保【産業振興課、企画人権課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・災害発生時に、観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を図る。 ・関係団体と連携し、訪日外国人や在住外国人等の視点から提供が望まれる防災情報などについて検証を行う。	
	現状	目標
	○外国人向け防災に関するチラシ配布	○訪日外国人等に対する災害情報提供の充実
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑪ 豪雨時の町道アンダーパス部における注意喚起 ※取組内容等は1-4②に記載

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保【土木下水道課】

取組	<p><通行機能確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路と一体となって機能すべく地域緊急交通路の整備を推進する。 <p><無電柱化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 	
	現状	目標
	○地域緊急交通路の選定	○地域緊急交通路の整備の推進 ○無電柱化の推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 迅速な道路啓開の実施【土木下水道課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、指定緊急交通路の迅速な道路啓開^④による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い道路啓開体制等の充実を図る。 <p>④道路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。</p>	
	現状	目標
	—	○国、府、民間業者と連携し、協力体制確立
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え【健康課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、必要となる医薬品等の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携強化を図るとともに、関係事業者等との連携を促進する。 	
	現状	目標
	○災害時の医療救護に関する協定 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会（平成29年3月）	○医療機関及び府等と連携し、情報収集・連絡体制確立
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実【安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援に資するよう府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づいて、必要備蓄量の目標設定と備蓄品の充実、備蓄倉庫の整備を進める。 また、多様な方法による物資の調達、確保手段を確立するため、各種協定締結などに努める。 	
	現状	目標
	○必要備蓄物資の備蓄 ○避難所等に備蓄倉庫の設置 ○緊急物資提供協定の締結	○必要備蓄物資の点検及び計画的備蓄の継続 ○備蓄倉庫の増設 ○必要物資の提供・集配に係る協定締結推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 町有建築物の耐震化 ※取組内容等は1-1⑤に記載

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保【土木下水道課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<水道の早期復旧> ・大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、避難所等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。 ・地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携強化を働きかける。 <飲料水確保> ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」の活用、府・町等の備蓄水の供給により対応を図る。	
	現状	目標
	○大阪広域水道企業団災害用備蓄水管理要綱に基づき配布	○大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、横断的な訓練を通じ給水確保対策の連携強化
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 生活用水等の確保【生活環境課】

取組	・災害時に、生活用水の確保を図るため、町域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害協力井戸としての登録を進める。	
	現状	目標
	—	○災害時協力井戸の登録事業の推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 ※取組内容等は 2-1①に記載

② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1②に記載

2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防団の機能強化 ※取組内容等は 1-1①に記載

② 大規模災害時における受援力の向上【安全安心まちづくり推進局】

取組	・災害発生後に、被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点となる候補地の選定が必要である。 ・災害発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道標となるよう、中学校の屋上に上空から視認できるヘリサインを整備している。	
	現状	目標
	○後方支援活動拠点となる候補地（0箇所）	○後方支援活動拠点の確保
	○ヘリサイン整備箇所（1箇所）	—
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上 ※取組内容等は 1-1⑬に記載

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1②に記載

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の充実【産業振興課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・町内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった利用者や従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援に関する対策を検討する。	
	現状	目標
	○事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインの周知（大阪府・平成26年度）	○一斉帰宅の抑制ガイドラインを踏まえた事業者における実行計画策定主要事業所等における帰宅困難者対策マニュアル等の作成の啓発
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化 ※取組内容等は1-2④に記載

② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え ※取組内容等は2-1③に記載

③ 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 ※取組内容等は2-1①に記載

④ 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は2-1②に記載

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康課、生活環境課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・保健所等とも連携を図り、地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況及び動向調査の実施や必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう防疫活動体制及び関連資器材の充実に努める。	
	現状	目標
	○保健所の指導による防疫業務の実施	○保健所の指導による防疫業務の実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 下水道（污水）施設の整備及び老朽化対策の推進【土木下水道課】

取組	・大規模地震により管路が損壊され污水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化はもとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念され、災害時においても公衆衛生の保全、トイレの使用環境の確保などができるよう、必要に応じて公共下水道（污水）の既設下水道管の耐震補強や老朽下水道管の更新及び長寿命化などを図る。また、污水ポンプ等の整備及び老朽化している設備等の改築、吉見ポンプ場の耐災化及び長寿命化対策などの取組みを進める。	
	現状	目標
	○公共下水道（污水）の既設下水道管の計画的な長寿命化対策等実施	○公共下水道污水の整備済み区域の拡大、各種計画等に基づき既設下水道管の調査等や耐震補強、老朽下水道管の更新及び長寿命化等を実施
	○吉見ポンプ場の計画的な長寿命化対策等を実施	○各種計画等に基づき吉見ポンプ場の設備等の改築・更新等を実施の推進
	○吉見ポンプ場（建築）については、耐震化完了	○吉見ポンプ場（土木・設備）の耐震化の推進
関連計画	田尻町地域防災計画	

③ 生活ごみの適正処理【生活環境課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に被災地域の衛生状態を維持するため、泉佐野市田尻町清掃施設組合の施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、広域的な応援要請や応援活動の調整を行い、適正処理を支援するため、他市町等、関係機関との連携体制の充実を図る。 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市・田尻町から成る一部事務組合）において、災害に強い施設であることを整備基本方針の一つとして、令和14年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。（泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画） 	
	現状	目標
	○一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定締結（1件）	○他県の自治体との協定締結の推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

個別事業（泉佐野市田尻町清掃施設組合）

事業概要	事業名	事業期間	個別事業内容	具体的な取組みの参照先	備考
○ごみ処理施設の整備	新ごみ処理施設整備事業	令和9年度～13年度	令和14年度供用開始を目指して新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。	泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画	環境省

④ ご遺体の適切処置【生活環境課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府広域火葬計画」（平成11年4月策定）に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る。 	
	現状	目標
	○周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制確保 ○遺体安置所の候補施設（1箇所選定、予備施設1か所選定済み）	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役場機能の機能不全

① 町役場等の耐災化の推進【施設担当課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、本庁舎及び災害時の代替施設の確保を検討する。 ・災害時における電力確保の多元化を図るとともに、役場等の早期復旧を図るべく民間事業者等との協定を締結する。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎は耐震化完了 ○電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」締結（平成 28 年） 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎の発電設備使用可能時間（約 11 時間） ○本庁舎非常用電源経路の多重化 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎代替施設確保 ○発電設備多様化等による発電時間の延長 ○民間事業者等との協定を締結の推進
関連計画	田尻町地域防災計画	

② 防災情報の収集・伝達【安全安心まちづくり推進局、企画人権課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（固定系）、（移動系）及び災害時優先電話を整備しており、今後は、各通信機器の適正管理、操作訓練により使用法の習熟を図る。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（固定系子局）整備 ○防災行政無線（移動系）整備 ○災害時優先電話整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信機器の適正管理 ○通信機器の操作訓練
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

③ メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化【安全安心まちづくり推進局、企画人権課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、住民に正確に伝えるため、メディアとの連携体制の充実強化を図る。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○放送局と「災害時等の緊急放送における協定」締結（平成 26 年） ○OL アラートを通じた連携体制の確保 	○町の防災情報を提供するためメディアと連携強化
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 業務継続計画及び復興計画の策定【全課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画・受援計画について、災害に関する最新知見なども踏まえ適宜見直しを実施し、災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。 ・府が作成する被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画策定マニュアルなどを踏まえ、復興計画④の検討を進める。 ④復興計画：大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。 	
	現状	目標
	○業務継続計画・受援計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画・受援計画の適宜見直し ○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 災害時の職員初動対策の向上【全課】

取組	・大規模災害時に各職員が迅速かつ的確な初動対策が行えるよう、災害対応マニュアルに基づき訓練等を実施し、災害対応マニュアルの充実を図る。	
	現状	目標
	○業務継続計画・受援計画の策定	○災害対応訓練等の実施及びマニュアルの適宜見直し
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

3-2 行政機関（役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 町有建築物の耐震化【都市みどり課、施設担当課】 ※取組内容等は 1-1⑤に記載

② 災害時の職員初動対策の向上【全課】 ※取組内容等は 3-1⑤に記載

③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行【安全安心まちづくり推進局】

取組	・円滑かつ迅速な復興に向けて、府と特定大規模災害⑬における町の復旧事業に係る府の代行手続きについて協議を図る。 ⑬特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。	
	現状	目標
	—	○府と特定大規模災害における町の復旧事業に係る府の代行手続きについて協議
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 防災情報の収集・伝達 ※取組内容等は 3-1②に記載

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化 ※取組内容等は 3-1③に記載

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 町内企業における事業継続計画(BCP)等の作成【産業振興課、安全安心まちづくり推進局】

取組	・大規模自然災害発生後に各企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する。	
	現状	目標
	○BCP 策定支援情報提供	○BCP 等策定支援セミナーなどの周知
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 広域緊急交通路(府選定)及び地域緊急交通路(町選定)等の通行機能の確保 ※取組み内容は2-1①に記載

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート(関西国際空港地区)等防災対策【安全安心まちづくり推進局】

取組	<p>・府や関係機関と連携し「大阪府石油コンビナート等防災計画^⑩」に基づき、特定事業者^⑪において、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシング^⑫による溢流対策や津波による移動の可能性がある危険物タンクからの油類流出抑制のための自主管理油高(上限及び下限)の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを進める。</p> <p>⑩大阪府石油コンビナート等防災計画：石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域(関西国際空港地区、他3地区)において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。</p> <p>⑪特定事業者：石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガス等を一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者。</p> <p>⑫スロッシング：石油タンクなどの容器内の液体が、比較的長い周期の地震動によって揺れ動くこと。</p>	
	現状	目標
	○府や関係機関と連携し、予防対策の充実推進	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

5-3 食糧等の安定供給の停滞

① 被災農地等の早期復旧支援【産業振興課】

取組	・被災した農地や水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。	
	現状	目標
	—	○農業用施設の復旧体制の再点検
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の機能の停止

① ライフラインの確保【安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力確保の多元化を図るため、役場等の早期復旧を図るべく民間事業者等との連携を行う。 ・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を検討する。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」締結（平成 28 年） ○LP ガス協会と「災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定」締結（令和 3 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者等とライフライン確保に係る連携 ○再生可能エネルギー等の導入の検討・推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保 ※取組内容等は 2-1⑥に記載

② 生活用水等の確保 ※取組内容等は 2-1⑦に記載

6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止

① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 ※取組内容等は 2-7②に記載

② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【生活環境課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、町域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実に努める。 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市、田尻町から成る一部事務組合）において、第一事業所（し尿処理施設）長寿命化総合計画に基づき、計画的に施設の管理補修、基幹改良工事を進めることにより、災害時の稼働にも備える。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定の締結（平成 25 年） ○災害廃棄物等の処理に関する協定書（1 団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な支援の要請・調整に向けた関係機関等との連携体制の確保
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

③ 生活ごみの適正処理 ※取組内容等は 2-7③に記載

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 ※取組内容等は 2-1①に記載

② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1②に記載

③ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施【土木下水道課】

取組	・災害発生時にも、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう、住民とも連携し道路・橋梁の危険箇所の把握体制の構築に努めるとともに、危険性や緊急性を総合的に判断し、道路・橋梁等の適正管理を図る。	
	現状	目標
	○橋梁長寿命化修繕計画の策定（平成 26 年 4 月）	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の長寿命化
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町橋梁長寿命化修繕計画	

6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保 ※取組内容等は 2-1⑥に記載

② 生活用水等の確保 ※取組内容等は 2-1⑦に記載

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生

- ① 密集市街地等対策 ※取組内容等は 1-1①に記載
- ② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 ※取組内容等は 1-1④に記載

③ 避難場所等の確保【安全安心まちづくり推進局】

取組	・洪水、地震、津波、高潮、大規模火災等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置を検証するとともに、住民への周知を図る。	
	現状	目標
	○指定緊急避難場所指定（5箇所）	○洪水、地震、津波、高潮、大規模火災等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置の検証
関連計画	田尻町地域防災計画	

④ 原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第2条第4号事業所）の保安対策（安全安心まちづくり推進局）

取組	・本町域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所があり、本町は、地域防災計画（原子力災害対策）に基づき、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する。 また、原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書第7条及び原子力関係施設及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書第8条の規定に基づき、原子力事業所が行う、原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が適切に行われているか確認する。	
	現状	目標
	○指定緊急避難場所指定（5箇所）	○洪水、地震、津波、高潮、大規模火災等の災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置の検証
関連計画	田尻町地域防災計画	

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策 ※取組内容等は 5-2①に記載
- ② 防潮堤の津波浸水対策 ※取組内容等は 1-3①に記載
- ③ 水門等の点検、整備の推進 ※取組内容等は 1-3②に記載
- ④ 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 ※取組内容等は 2-1①に記載

7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 ※取組内容等は 2-1①に記載
- ② 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1②に記載

7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進 ※取組内容等は 1-5①に記載
- ② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 ※取組内容等は 2-7②に記載

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策 ※取組内容等は5-2①に記載

② 有害物質（石綿）の拡散防止対策【生活環境課】

取組	・災害発生時に建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、有害物質の周辺環境への拡散を防止するため、府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を図る。	
	現状	目標
	○解体業者等への適正処理に関する啓発の実施	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

7-6 農地の荒廃による被害の拡大

① 鳥獣被害防止対策の推進【産業振興課】

取組	・鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的な機能の低下を防ぐため、有害鳥獣捕獲などの対策を推進する。	
	現状	目標
	○年間を通して有害鳥獣捕獲を実施	○継続実施
関連計画	—	

7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

① 正しい情報発信【産業振興課】

取組	・災害発生後に風評被害を防ぐため、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。	
	現状	目標
	○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては関係部局とともに情報収集に努め、対応策を検討	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理【生活環境課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<p>・府と連携し、速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、予め検討する。</p> <p>・泉佐野市田尻町清掃施設組合（泉佐野市・田尻町から成る一部事務組合）において、災害に強い施設であることを整備基本方針の一つとして、令和14年度の供用開始を目指して、新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。（泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画）</p>	
	現状	目標
	○災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結（2団体）	○災害廃棄物一時保管場所候補地の選定
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

個別事業（泉佐野市田尻町清掃施設組合）

事業概要	事業名	事業期間	個別事業内容	具体的な取組みの参照先	備考
○ごみ処理施設の整備	新ごみ処理施設整備事業	令和9年度～13年度	令和14年度供用開始を目指して新ごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進める。	泉佐野市・田尻町・熊取町地域循環型社会形成推進地域計画	環境省

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は2-1②記載

② 業務継続計画及び復興計画の策定 ※取組内容等は3-1④に記載

8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制の充実【安全安心まちづくり推進局、子育て・地域福祉課、教育管理課】

取組	<p>・災害発生後に、被災者の避難生活を支援し良好な生活環境を確保するため、必要な避難所指定や受入れ体制を整備する。</p> <p>・地域住民・避難者自らが主体的・効果的に避難所を運営できるよう、避難所運営マニュアルの充実を図る。</p>	
	現状	目標
	○指定避難所（2箇所） ○仮設住宅候補地（1箇所） ○避難所運営検討会の実施（避難所2箇所） ○田尻町避難所運営マニュアル策定（平成27年3月） ○学校体育館等に空調設備、非常用電源設備の設置	○各避難所運営マニュアル策定 ○指定避難所等における各種訓練の実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

② 福祉避難所の確保【子育て・地域福祉課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所（二次的避難所）を確保する。 ・府と連携し民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を行う。 ・あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を行う。 	
	現状	目標
	○福祉避難所指定（4箇所）	○福祉避難所運営マニュアル検討及び策定支援
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町地域福祉計画 田尻町障害者計画 大阪府強靱化地域計画	

③ 被災者の心のケア対策体制の充実【健康課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや PTSD[㊦]に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保に努める。 ㊦PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。 	
	現状	目標
	—	○保健所等と連携し、ケアを行う人材の養成や相談の実施体制確保推進
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実【健康課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・府と連携し、災害発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。 	
	現状	目標
	○町の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加（1回/年）	○府と連携し、健康危機管理研修への参加（年1回以上） ○巡回健康相談等実施体制の検討・確保
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の受入れ体制の充実【子育て・地域福祉課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、被災した住民の福祉ニーズに対応できるよう「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための受入れ体制の充実に努める。 	
	現状	目標
	—	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携による、福祉専門職等の受入れ体制の充実
関連計画	大阪府強靱化地域計画	

⑥ 災害ボランティアの充実【子育て・地域福祉課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・府と連携し、被災者支援等に活躍いただけるボランティアを事前に確保するため、現在実施中の府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」を周知し、拡充に努める。 ・府との連携により、ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるようボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。 	
	現状	目標
	○田尻町社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録者数の増加 ○「災害時におけるボランティア活動支援制度」の周知・拡充と災害ボランティアの研修実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備【都市みどり課、安全安心まちづくり推進局】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について府と連携して建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備を行う。 	
	現状	目標
	○応急仮設住宅候補地（1箇所）	○「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等に向けた体制整備
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑧ 被災農地等の早期復旧支援 ※取組内容等は5-3①に記載

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実【子育て・地域福祉課、産業振興課】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援について、適切な措置を講じるための府や関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 1)被災者生活再建支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2)雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 	
	現状	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加 ○求職者の就職を支援するため、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、求職者と企業のマッチングに取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金の支給にかかる申請書等の確認および府への送付に関する業務の実施体制の整備 ○被災者への適切な支援を講じるための連携・協力体制の確保、点検
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実【産業振興課】

取組	・突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるように適切な措置を講じるため、府や関係機関との連携・協力体制の確保に努める。 1)中小企業に対する災害時の金融支援措置 ・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 2)被災農林漁業者の経営支援 ・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら利子補給を行う。また、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。	
	現状	目標
	○国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知	○継続実施
関連計画	田尻町地域防災計画 大阪府強靱化地域計画	

⑪ 業務継続計画及び復興計画の策定 ※取組内容等は 3-1④に記載

⑫ 中・高層建築物における災害リスクの周知【安全安心まちづくり推進局、都市みどり課】

取組	・中高層建築物においては、固有の災害リスクについて周知し、自主的な防災・減災の取組みを促進する。	
	現状	目標
	—	○中・高層建築物における固有の災害リスクの周知
関連計画	田尻町地域防災計画 田尻町耐震改修促進計画	

8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1②記載

② 業務継続計画及び復興計画の策定 ※取組内容等は 3-1④に記載

【別紙】 脆弱性評価結果（令和 2 年 5 月）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

① 密集市街地等対策 【土木下水道課】

・本町内の市街地には、有効幅員の狭い狭隘道路等により街区が形成されている密集市街地等が見られるため、地震発生時における倒壊や火災等の連担などによる被害拡大を防ぐため、道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図ることが必要である。

② 準防火地域等の指定促進 【都市みどり課】

・りんくう地区の準工業地域のみを準防火地域に指定しているが、都市の不燃化を促進するため準防火地域等の指定拡大を検討することが必要である。

・小規模な建築物の不燃化を促進するための地区計画等による誘導方策の検討が必要である。

③ 消防水の確保対策 【危機管理課、産業振興課】

・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、府や関係団体等と連携して消防水等の拡充に向けた取り組みが必要である。

④ 防災農地の登録の促進 【産業振興課】

・地震発生時に、減災空間や避難地などとしての防災上の役割が期待できる農地について、府及び関係団体等と連携して「防災農地④」の登録制度の活用などが必要である。

④防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

⑤ 町有建築物の耐震化 【施設担当課】

・災害時に役場業務の継続性を確保する重要な機能を果たす町有建築物の耐震化が完了している。

⑥ 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進 【都市みどり課】

・地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、引き続き、長寿命化対策に取り組むことが必要である。

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進 【都市みどり課】

・各々の耐震化率は、住宅 80.7%（平成 27 年推計値）、多数の者が利用する建築物 100%（平成 27 年）となっている。木造住宅の耐震化、空家の適正管理などについて相互に施策の連携を図り働きかけることが必要である。

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発 【危機管理課・都市みどり課】

・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、府においては府域の液状化の可能性マップが公表されており、府及び関係団体等と連携した普及啓発が必要である。

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知 【都市みどり課、危機管理課】

・府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるため「大阪府防災力強化マンション認定制度」などについて周知する必要がある。

⑩ 地域における防災・減災力の向上 【危機管理課】

・本町の自主防災組織率は 100%であり、地域における防災・減災力の向上に努めている。引き続き、災害時に、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるための取り組みを実施することが必要である。

⑪ 消防団の機能強化 【危機管理課】

・田尻町消防団は、消防団員 30 名（定数 38 名）により組織しており、消防団車庫の耐震化率は 100%であり、消防団の機能強化を図るため、消防団員の定数を確保し、防災資機材の充実、自主防災組織との連携強化等に取り組むことが必要である。

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実 【福祉課、危機管理課】

・本町の個別支援計画策定者は 64 人であり、今後は、高齢化等の一層の進行なども懸念されることから、地域ぐるみでの支援体制の充実に取り組むことが必要である。

⑬ 在住外国人への防災情報の提供 【危機管理課、企画人権課】

・災害発生時に、在住外国人等の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取り組むことが必要である。

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発 【社会教育課、危機管理課】

・本町内の文化財に関する耐震基礎診断の実施状況は府指定 50%であり、防災指導の実施は 1 回/年であり、防災訓練は 3 年に 1 度実施している。今後は国・府・消防関係機関との連携により、文化財所有者等に対して文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修の実施などを働きかける必要がある。

⑮ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 【都市みどり課、危機管理課】

・町職員について、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めてきており、引き続き、被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、各判定士の養成や判定体制の充実を図る必要がある。

⑩ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上 【危機管理課】

・町内に位置する消防署等については、泉州南消防組合と連携し、常備消防力の向上にむけた消防設備の充実に取り組むことが必要である。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 町有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 町営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

③ 学校、保育所等の耐震化 【こども課、学事課、都市みどり課】

・町立の小中学校、幼稚園、保育所は耐震化が完了している。

④ 医療施設・社会福祉施設等の耐震化・耐災化 【福祉課、健康課、都市みどり課】

・避難に配慮を要する者が利用する施設の耐震化が完了している。
・有料老人ホームなど、初期消火によって延焼を防止し入所者の安全を確保するスプリンクラーの設置も完了している。

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑦ に記載）

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）

⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑮ に記載）

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策 【土木下水道課】

・南海トラフ地震発生に伴う液状化対策が必要な防潮堤は、現在該当箇所はないが、今後対策が必要となる場合は、府と連携し防潮堤の液状化対策に取り組む必要がある。

② 水門等の点検、整備の推進 【土木下水道課】

・防潮堤門扉の総合的な点検、整備を 1 回／年実施しているが、堤内地においては、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域が確認されるため、府との連携によって災害発生予想時における開閉操作体制や点検、整備体制の充実が必要である。

③ 的確な避難勧告等の判断・伝達 【危機管理課】

・避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを作成しており、最新の知見を反映したマニュアルの適宜見直しが必要である。

④ 津波ハザードマップの作成・活用 【危機管理課】

・津波ハザードマップ（平成 26 年 3 月）を作成し、避難訓練を実施している。

⑤ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進 【産業振興課、危機管理課】

・津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。

⑥ 船舶の津波対策の促進 【産業振興課】

・府と連携を図り、船舶の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を周知するとともに、関係機関、民間事業者と連携した訓練への参画が必要である。

⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 【危機管理課】

・府及び府内市町村と連携し、自主防災組織リーダー育成研修を実施しており、引き続き、受講機会を確保する必要がある。

⑧ 津波防御施設の閉鎖体制 【土木下水道課】

・津波の浸水を防ぐとともに、津波防御施設（水門・陸間等）の現場操作員の安全を確保するため、府と連携した訓練を 2 回／年実施しており、今後は、これら訓練結果を踏まえて操作・退避ルールの検証を行う必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進 【土木下水道課】

・都市浸水対策の達成率は、46.2%（令和元年度末）であり、引き続き、下水道雨水管渠や雨水ポンプ等の整備、老朽化しているポンプ設備等の改築、吉見ポンプ場（土木・設備）の耐震化などを推進する必要がある。
・田尻川については、時間雨量 50 ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも 65 ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の実施が必要である。

② 豪雨時の町道アンダーパス部における注意喚起 【土木下水道課】

・町道アンダーパス部には、対策の実施が必要な箇所があり、引き続き、対策を実施する必要がある。また、施設の経年劣化による老朽化が進んでいることから施設の修繕が必要である。

1-5 風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策の促進 【産業振興課】

・本町域には、ため池が2箇所（内2箇所は要水防ため池）あり、土地改良区がその維持管理に当たっているが、耐震診断及びため池ハザードマップの作成が未完了のため、府及び土地改良区などと連携して必要な耐震対策の実施やハザードマップの作成を促進する必要がある。

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（評価結果は 1-4① に記載）

③ 住民との協働による土砂災害への備え 【危機管理課】

・府が指定した「土砂災害警戒区域」を対象に、土砂災害ハザードマップを作成しており、引き続き、迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう取組みを推進する必要がある。

④ 的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）

② 的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）

③ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進（評価結果は 1-3⑤ に記載）

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-3⑦ に記載）

⑤ 学校における児童生徒等の防災意識の向上 【こども課、指導課】

・自然災害を想定した避難訓練を各校園所で実施しており、引き続き、児童・生徒等が自ら命を守る行動をとることができるよう避難訓練を実施することが必要である。

⑥ 住民の防災意識の向上 【危機管理課】

・住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講演会、出前講座や防災訓練を実施してきており、引き続き、府や防災関係機関等と連携し実施することが必要である。

⑦ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑫ に記載）

⑧ 社会福祉施設の避難体制の確保 【福祉課、危機管理課】

・洪水リスク表示図内の要配慮者施設として社会福祉施設が1施設あり、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。

⑨ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑬ に記載）

⑩ 外国人旅行者の安全確保 【産業振興課、企画人権課、危機管理課】

・災害発生時に観光等で来訪している外国人が、その安全を確保できるよう、情報提供や避難誘導方法等について検討を行い、必要な整備を検討する必要がある。

⑪ 豪雨時の町道アンダーパス部における注意喚起（評価結果は 1-4② に記載）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保 【土木下水道課】

・町が選定している地域緊急交通路は救命救助活動や支援物資の輸送が災害時にも円滑に実施できるよう、電柱倒壊による道路閉塞を防止するための取組みとあわせて整備を推進することが必要である。

② 迅速な道路啓開の実施 【土木下水道課】

・大規模地震が発生した場合は、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や民間業者との協力体制の確立が必要である。

③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え 【健康課、危機管理課】

・災害発生時に必要となる医薬品等の早期確保につながるよう医師会、歯科医師会及び薬剤師会と、「災害時の医療救護に関する協定（平成29年3月）」を締結しており、引き続き、医薬品等の早期確保につながるよう関係事業者等と連携する

必要がある。

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実 【危機管理課】

・被災者支援に資するよう府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき備蓄している。
また、指定避難所に備蓄倉庫を設けるとともに、食料等の確保などに関する協定締結をすすめており、引き続き、備蓄品の充実や備蓄倉庫の整備、調達・確保・集配体制の充実などに取り組むことが必要である。

⑤ 町有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保 【危機管理課】

・南海トラフ巨大地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化により、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
・地震発生後に、避難所等の重要給水施設に対する給水を確保するとともに、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携が必要である。
・地震発生後の水道断水地域において飲用水が迅速に確保できるよう、大阪広域水道企業団と連携し応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

⑦ 生活用水等の確保 【危機管理課】

・災害発生時に、生活用水の確保を図るため、町域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害協力井戸としての登録を進めることが必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防団の機能強化（評価結果は 1-1⑪ に記載）

② 大規模災害時における受援力の向上 【危機管理課】

・災害発生後に、被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点となる候補地の選定が必要である。
・災害発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の道しるべとなるよう、中学校の屋上に上空から視認できるヘリサインを整備している。

③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（評価結果は 1-1⑫ に記載）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の充実 【危機管理課、産業振興課】

・災害発生時に帰宅困難者等が発生し、混乱が危惧されることから、事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインを周知するとともに、関係事業者における対策マニュアルの作成などを促進する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化（評価結果は 1-2④ に記載）

② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1③ に記載）

③ 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

④ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 【健康課、生活環境課、危機管理課】

・保健所等とも連携を図り、防疫活動ができるよう、体制及び関連資機材の充実に取り組むことが必要である。

② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 【土木下水道課】

・大規模地震により管路が損壊され汚水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化は基より、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念されるため、公共下水道（汚水）の既設下水管等の耐震補強、更新及び長寿命化などを図る必要がある。また、汚水ポンプ等の整備、老朽化している設備等の改築、吉見ポンプ場（土木・設備）の耐震化などを推進する必要がある。

③ 生活ごみの適正処理 【生活環境課】

・災害発生時に、被災地域の衛生状態を維持するため、泉佐野市田尻町清掃施設組合の施設が被害を受けた場合でも生活ごみの処理が適正に行われるように、一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定を基本とし、広域的な連携強化に向けて他市町村や関係機関等との調整を進める必要がある。

④ ご遺体の適切処置 【生活環境課】

・周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制を確保するとともに、火葬等が適切に行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役場機能の機能不全

① 町役場等の耐災化の推進 【施設担当課】

・本庁舎は耐震化を完了し、電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成28年）を締結するなど、業務継続に取り組んでいる。今後は、災害時の代替施設、各施設の耐災化や災害時における執務環境の確保対策の実施、早期復旧に向けた民間事業者との協定締結などを検討する必要がある。

② 防災情報の収集・伝達 【危機管理課、企画人権課】

・防災行政無線（固定系）、（移動系）及び災害時優先電話等の多様な通信手段を確保しており、今後は、各通信機器等の適正管理と操作訓練による使用法などについて習熟を図る必要がある。

③ メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化 【危機管理課、企画人権課】

・災害発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、住民に正確に伝えられるようメディアとの連携体制の充実強化を図る必要がある。

④ 業務継続計画及び復興計画の策定 【全課】

・業務継続計画を策定しているが、被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画については未作成であるため、今後、策定に向けた検討が必要である。

⑤ 災害時の職員初動対策の向上 【全課】

・職員災害時対応マニュアルを作成し、災害時の詳細計画を定めているが、今後は全庁的に訓練を実施し、災害対応マニュアルの充実を図る必要がある。

⑥ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行 【危機管理課】

・府と特定大規模災害における町の復旧事業に係る府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1② に記載）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化（評価結果は 3-1③ に記載）

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 町内企業における事業継続計画（BCP）等の作成 【産業振興課、危機管理課】

・府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する必要がある。

② 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策 【危機管理課】

・石油コンビナートとして関西国際空港地区が位置づけられており「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、府や関係機関と連携し、特定事業者における各種対策の実施を促進する必要がある。

5-3 食糧等の安定供給の停滞

① 被災農地等の早期復旧支援 【産業振興課】

・農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食糧等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について再点検が必要である。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の機能の停止
① ライフラインの確保 【危機管理課】 ・電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成 28 年）を締結しているが、災害時における電力確保の多元化や早期復旧にむけた民間事業者等との連携強化等を検討する必要がある。
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）
② 生活用水等の確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）
6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止
① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）
② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 【生活環境課、危機管理課】 ・し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（平成 25 年）を締結しているが、町域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る必要がある。
③ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7③ に記載）
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
③ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施 【土木下水道課】 ・橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 4 月)を策定し、計画的に定期点検を実施している。定期点検において健全度判定区分がⅢ以上の結果の場合は、補修工事を実施するとともに、道路等危険箇所の把握などにより適正管理を進めてきており、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう計画的な整備に取り組む必要がある。
6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶
① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）
② 生活用水等の確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生
① 密集市街地等対策（評価結果は 1-1① に記載）
② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）
③ 避難場所等の確保 【危機管理課】 ・指定緊急避難場所を 5 箇所指定しているが、今後は各々の役割に応じた防災・減災機能の充実や指定緊急避難場所の適正配置などを検証する必要がある。
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）
③ 水門等の点検、整備の推進（評価結果は 1-3② に記載）
④ 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
① 広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（町選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）

② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）

② 有害物質（石綿）の拡散防止対策 【生活環境課】

・府による有害物質対策と連携・協力し、拡散防止を促進する必要がある。

7-6 農地の荒廃による被害の拡大

① 鳥獣被害防止対策の推進 【産業振興課】

・鳥獣被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐための対策を推進する必要がある。

7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

① 正しい情報発信 【危機管理課、企画人権課、産業振興課】

・災害発生後に、正確な被害情報等を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう対策を講じる必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理 【生活環境課】

・災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しており、早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物一時保管所候補地、災害廃棄物等の仮置場及び最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制の充実 【危機管理課、福祉課、学事課】

・指定避難所 2 箇所、仮設住宅候補地 1 箇所を指定し、円滑な避難所の開設・運営をはかるため避難所運営マニュアルを策定している。今後は、避難者の生活を支援するため、良好な生活環境を確保した避難所運営体制の整備が必要である。

② 福祉避難所の確保 【福祉課、危機管理課】

・福祉避難所を 4 箇所指定しており、今後は、民間社会福祉事業者との連携強化等により受入れ体制の整備を行う必要がある。

③ 被災者の心のケア対策体制の充実 【健康課】

・保健所や関係機関と連携を図り、心のケアを行える体制の充実に取り組む必要がある。

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実 【健康課】

・町の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、府と連携し健康相談等体制の充実に取り組む必要がある。

⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の受入れ体制の充実 【福祉課】

・災害発生後に、被災した住民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

⑥ 災害ボランティアの充実 【福祉課】

・被災者支援等に活躍いただけるボランティアを事前に確保するため、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の周知や登録者へのスキルアップ支援などが必要である。

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備 【危機管理課、都市みどり課】

・応急仮設住宅候補地を 1 箇所指定しており、必要な機能の向上に取り組むとともに、早期供給に資するよう「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等について検討が必要である。

⑧ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-3① に記載）

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実 【福祉課、産業振興課】

・被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加するとともに、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しな

がら、求職者と企業のマッチングに取り組んでおり、引き続き、府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実 【産業振興課】

・国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知を行っており、引き続き、府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑪ 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

⑫ 中・高層建築物における災害リスクの周知 【危機管理課、都市みどり課】

・本町には、中高層建築物も見られることから、これら固有の災害リスクについて周知し、自主的な防災・減災の取組みを促進する必要がある。

8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）